

新潟県社会人サッカーリーグ運営細則新旧対照表 2024.4.1

新	旧
<p>(新潟県社会人サッカーリーグの構成)</p> <p>第1条 新潟県社会人サッカーリーグ(以下「県リーグ」という)の構成は、下記の通りとする。</p> <p>(1)1部・2部・3部リーグは1リーグ制とし、原則としてそれぞれチーム数を10とする。</p> <p>(2)3部リーグは、2ブロックとすることができる。</p> <p>(委員の役割)</p> <p>第2条 各委員の役割は、次のとおりとする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(5)リーグ審判委員長は、リーグに係る審判全般を統括し、1部リーグの主審を派遣する。</p> <p>(参加チーム)</p> <p>第4条 リーグに参加するチームの役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)3部リーグに所属するチームは、主審を4級審判員で審判を行いたい場合、「4級審判員でリーグ戦審判を行うための申請書」を別に定められた期日までに、リーグ運営委員長へ提出する。ただし、申請年度に3級審判昇格講習会を受講することを条件とし、受講しなかった場合は権利を失う。</p> <p>(審判)</p> <p>第5条 審判は帯同審判とするが、1部リーグの主審に限っては審判席から派遣される。</p> <p>2</p> <p>3 審判の条件は次のとおりとする。</p> <p>(1)審判は原則3級以上とするが、第4審判は4級審判員とすることができる。</p>	<p>(新潟県社会人サッカーリーグの構成)</p> <p>第1条 新潟県社会人サッカーリーグ(以下「県リーグ」という)の構成は、下記の通りとする。</p> <p>(1)1部・2部・3部リーグは1リーグ制とし、原則としてそれぞれチーム数を10とする。</p> <p>(2)3部リーグは、2ブロックの計20チームとする。</p> <p>(委員の役割)</p> <p>第2条 各委員の役割は、次のとおりとする。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>(参加チーム)</p> <p>第4条 リーグに参加するチームの役割は、次のとおりとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)リーグ参加チームは、1部リーグの予備審、2部リーグの副審・予備審、3部・4部リーグの主審を4級審判員で審判を行いたい場合、「4級審判員でリーグ戦審判を行うための申請書」を別に定められた期日までに、リーグ運営委員長へ提出する。</p> <p>(審判)</p> <p>第5条 審判は帯同審判とするが、1部リーグの主審に限っては審判席から派遣される。</p> <p>2</p> <p>3 審判の条件は次のとおりとする。</p> <p>(1)主審は原則3級以上とする。</p>

(2)3部・4部リーグについては、新規加盟した年度につき、主審・副審を4級とすることが出来る。

(2)副審及び第4の審判員については、1部・2部リーグは3級以上とし、3部・4部リーグは、4級以上とする。